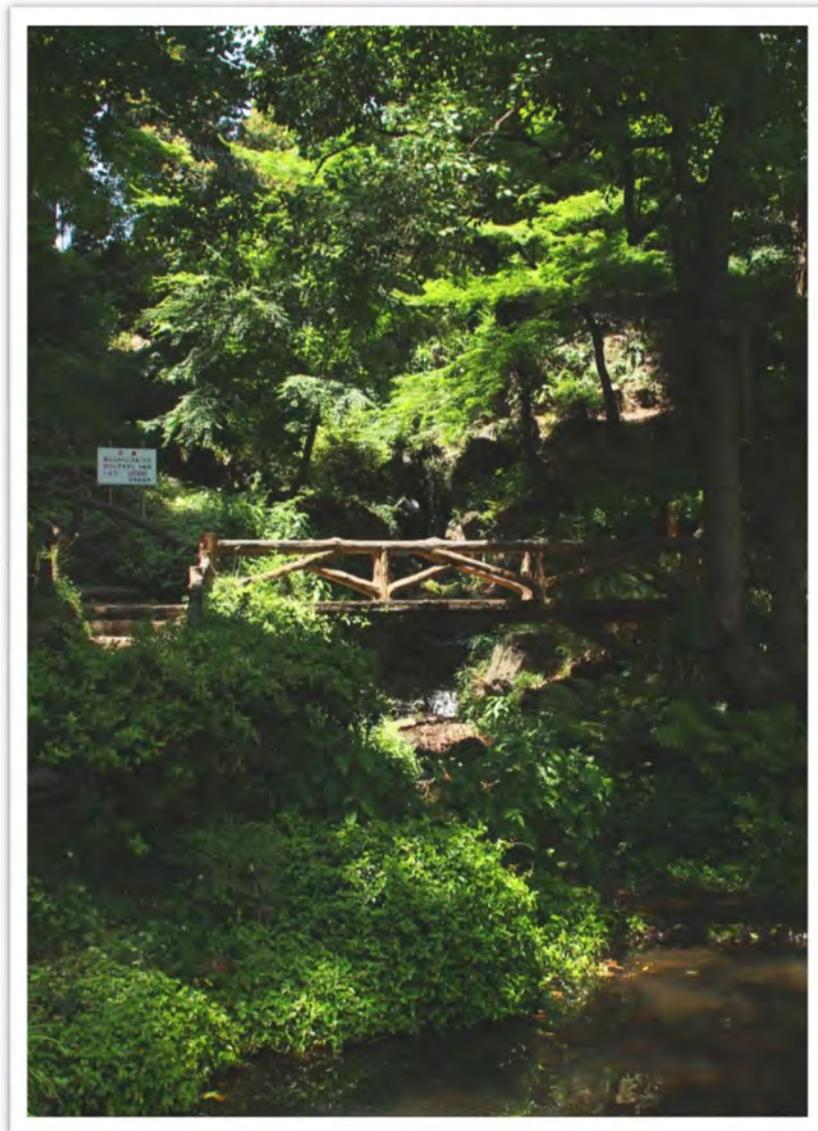


# 資料編

---

(1) 検討経過

(2) 用語集



## (1) 検討経過

本戦略の策定にあたり、文京区生物多様性地域戦略協議会において検討を行いました。また、庁内における検討は、文京区環境対策推進本部及び文京区環境問題連絡幹事会で行いました。

### ■ 文京区生物多様性地域戦略協議会の検討経過

回数	開催日	検討内容等
1	2018（平成30）年 3月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について</li> <li>➢ 基礎調査結果の概要について</li> <li>➢ 基礎調査の結果に基づく課題と計画の方針について</li> </ul>
2	4月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現地調査地見学会</li> </ul>
3	8月6日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （仮称）文京区生物多様性地域戦略 骨子（案）について</li> </ul>
4	10月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（素案）について</li> <li>➢ 概要版作成方針（案）について</li> </ul>
5	2019（平成31）年 1月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（案）について</li> <li>➢ 概要版（案）について</li> </ul>

### ■ 文京区環境対策推進本部の検討経過

回数	開催日	検討内容等
1	2017（平成29）年 7月5日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について</li> </ul>
2	2018（平成30）年 11月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（素案）について</li> </ul>
3	2019（平成31）年 1月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（案）について</li> </ul>

### ■ 文京区環境問題連絡幹事会の検討経過

回数	開催日	検討内容等
1	2017（平成29）年 6月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について</li> <li>➢ 今後の予定について</li> </ul>
2	2018（平成30）年 3月8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基礎調査結果の概要について</li> <li>➢ 基礎調査の結果に基づく課題と計画の方針について</li> </ul>
3	7月18日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （仮称）文京区生物多様性地域戦略 骨子（案）について</li> </ul>
4	10月3日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（素案）について</li> <li>➢ 概要版作成方針（案）について</li> </ul>
5	12月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文京区生物多様性地域戦略（案）について</li> <li>➢ 概要版（案）について</li> </ul>

■文京区生物多様性地域戦略協議会 委員・幹事 名簿 (敬称略)

区分	氏名		所属・役職等
学識 経験者	会長	石川 幹子	中央大学理工学部 人間総合理工学科 教授
	副会長	中山 智晴	文京学院大学人間学部 コミュニケーション社会学科 教授
関係団体推薦	委員	諸留 和夫	文京区町会連合会 副会長
	委員	吉野 文江	文京区女性団体連絡会 企画部長
	委員	栗田 洋	文京区商店街連合会 副会長
	委員	松下 和正	東京商工会議所文京支部 建設分科会 副分科会長
	委員	高橋 康夫	NPO法人 エコ・シビルエンジニアリング研究会-市民環境村塾 代表理事
	委員	荒尾 稔	NPO法人 環境ネットワーク・文京
公募委員	委員	池原 庸介	公募委員
	委員	伊藤 千恵	公募委員
	委員	小堺 智子	公募委員
	委員	佐野 裕隆	公募委員
	委員	牟田 静	公募委員
事業者	委員	上土井 敦	学校法人 順天堂 総務局施設部施設課長
区職員	幹事	吉岡 利行	企画政策部長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	久住 智治	企画政策部長 (平成 30 年 4 月 1 日より)
	幹事	林 顕一	区民部長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	松井 良泰	区民部長 (平成 30 年 4 月 1 日より)
	幹事	田中 芳夫	アカデミー推進部長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	小野 光幸	アカデミー推進部長 (平成 30 年 4 月 1 日より)
	幹事	中島 均	都市計画部長
	幹事	中村 賢司	土木部長
	幹事	松井 良泰	資源環境部長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	山本 育男	資源環境部長 (平成 30 年 4 月 1 日より)
	幹事	久住 智治	教育推進部長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	山崎 克己	教育推進部長 (平成 30 年 4 月 1 日より)
	幹事	竹田 弘一	施設管理部施設管理課長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)
	幹事	福澤 正人	施設管理部施設管理課長 (平成 30 年 4 月 1 日より)

## 文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱

29 文資環第 414 号平成 29 年 7 月 14 日区長決定

(設置)

第 1 条 文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する文京区生物多様性地域戦略（以下「戦略」という。）に関して検討するため、文京区生物多様性地域戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 文京区における生物多様性に関する現状の分析及び把握並びに課題の抽出に関すること。
- (2) 戦略の内容に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員 14 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公募区民 5 人以内
- (3) 区内関係団体の推薦による者 6 人以内
- (4) 区内事業者の代表 1 人

2 前項第 2 号に規定する公募区民の委員は、別に定める文京区生物多様性地域戦略協議会公募委員募集要領により募集する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募区民の委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 6 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとして認めたときは、この限りでない。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長及び施設管理部施設管理課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、その意見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

## (2) 用語集

### 【ア行】

#### ● 愛玩動物

愛玩することを目的として飼養される動物のことをいいます。

#### ● 暗渠

地下に埋めたり、蓋をかけたりした水路のことをいいます。

#### ● エコラベル

地球環境の保全や環境負荷の低減等に役立つと認定された商品につけるマークのことをいいます。

#### ● エコロジカル・ネットワーク

生物多様性の拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹等でつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、多種多様な生きものが暮らしやすい状況がつけられた状態のことをいいます。

#### ● エコロジカル・フットプリント

私たちの生活が、どれくらい地球や環境に負担を与えているかを表す指標のことをいいます。

#### ● 温室効果ガス

地球を暖める温室効果の性質を持つ気体のことをいいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの一部、パーフルオロカーボンの一部、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の気体が対象になっています。

### 【カ行】

#### ● カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において排出されるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスについて、削減努力を行った上で、どうしても排出される分を、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせる考え方のことをいいます。

#### ● 開渠

地下に埋めたり、蓋をしたりしていない水路のことをいいます。

#### ● かいせきこく開析谷

台地状の地形が川等によって浸食されてできた谷のことをいいます。

#### ● がいせん崖線

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。

#### ● 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことをいいます。

#### ● 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称で、問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いの規制や防除等を行うこととしています。

- **気候変動**

地球の気候が何かしらの形で変化すること全般において用いられています。気温の上昇や低下、それ以外にも降水量や雲量の変化等も気候変動の要素に含まれています。

- **グリーン購入**

商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

- **国内由来の外来種**

日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた外来種のことをいいます。

- **コベネフィット (Co-Benefit)**

一つの活動がさまざまな利益につながっていくことをいいます。例えば、森林の保全によって、生物多様性の保全につながり、洪水を防ぐ等の効果もあることをいいます。

## 【サ行】

- **在来種**

本来の分布域に生息・生育する生きもののことをいいます。

- **里地里山**

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地等で構成される地域のことをいいます。

- **サプライチェーン (Supply Chain)**

ある商品が、原材料が調達されてから、消費者に届くまでのプロセスのつながりのことをいいます。

- **市民緑地制度**

良好な都市環境の形成を図るため、民有地の所有者が地方公共団体等に申出して契約を結び、一般の利用に供する緑地等を設置、管理することができる制度のことです。

- **水源涵養<sup>かんよう</sup>**

土壌が降水を貯留して、河川へ流れ込む水の量を平準化することで洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることをいいます。

- **生態系**

ある地域に生息するすべての生きものと、それを取り巻く環境も含めて生態系といいます。

- **生物多様性基本法**

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした法律です。本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策等、我が国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されています。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務等が規定されています。

- **生物多様性国家戦略**

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことです。

- **生物多様性条約**

世界全体で生物多様性の問題に取り組むためにつくられた条約です。本条約には、先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることになっています。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっています。

- **生物多様性条約締結国会議**

生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（Conference of the Parties : COP）のことで、概ね2年に1回開催されます。

## 【タ行】

- **地産地消**

その地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内で消費することをいいます。

- **ディスサービス (Disservice)**

dis（反対や否定を示す言葉）と service（有益な活動）から派生した単語で、害や迷惑を意味します。

- **底生生物**

海・湖沼・河川等の水底に生息する生きものの総称です。

- **手づくりビオトープ**

住宅の庭やベランダ、事業所の外構等の限られた空間を利用して、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりすることを、本戦略では「手づくりビオトープ」と呼んでいます。

- **都産都消**

東京都内で実践する地産地消のことをいいます。

- **都市計画公園**

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設のことをいいます。

- **都市公園**

都市公園法に基づき国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のことをいいます。

- **土壌生物**

土壌中に生息する動物（モグラ、ミミズ等）と、細菌等の微生物を合わせて土壌生物といいます。

## 【ナ行】

### ●にじゅうまるプロジェクト

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果である「愛知ターゲット」の目標達成のために、市民団体・企業・自治体等が、自分たちのできることで「愛知ターゲット」への貢献を宣言（にじゅうまる宣言）し、登録していく取組で、「愛知ターゲット」達成のための一つのチームを作り上げる事業のことです。

### ●燃料電池自動車

水素、炭化水素、アルコール等を燃料にして、電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（発電する）電池のことを燃料電池といい、この燃料電池の電気で動く自動車のことを燃料電池自動車といいます。

## 【ハ行】

### ●ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいいます。「ヒートアイランド現象」の主な要因として、建物や自動車等からの排熱の増加、都市形態の高密度化、建物やアスファルトによって地表面が覆われること等が考えられます。

### ●ビオトープ

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所をいいます。区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等も生きものが棲み着くことのできる場所であるため、本戦略ではビオトープと表現しています。

### ●風致地区

都市内の自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき区域に指定する環境保全のための都市計画制度で、建築構造（建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離の限度、建築物の位置、形態、意匠、工作物の制限）、宅地の造成、木竹の伐採等の規制を条例で定め、林地等の保存及び風致景観の維持を図るためのものです。

### ●フード・マイレージ（Food Mileage）

食料（Food）の輸送量に輸送距離（Mileage）を乗じた指標のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べて輸送に伴う環境負荷を低減していく目的で使われています。

## 【マ行】

### ●みどり東京・温暖化防止プロジェクト

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業のことです。

### ●緑と水のネットワーク軸

まとまった緑の空間を相互に結び、回遊性を高め、さまざまな生きものが生息できる環境を形成するため、人と生きものが行き交うネットワーク軸のことを、「文京区都市マスタープラン」では「緑と水のネットワーク軸」として位置付けています。

### ●緑の散歩道

旧大名庭園や大学等の歴史に培われた緑の拠点と、神社、仏閣や巨木等のまちの身近な緑をつなぎ、個性あるまちの風情に触れながら楽しく快適に歩けるように整備した道のことです。

## 【ヤ行】

### ●有機系廃棄物

食品残渣や落ち葉、剪定枝といった、動植物に由来する有機物を主な成分とする廃棄物のことをいいます。

## 【ラ行】

### ●緑地協定制度

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のことです。

### ●緑被率

一定区域の中で、樹林や草地等で地上が覆われた面積が占める割合のことです。

### ●緑化重点地区

都市緑地法 4 条に基づき市区町村が策定できる緑の基本計画において、緑地の保全及び緑化の推進を重点的に図ることを定めた地区のことです。

### ●レインフォレスト・アライアンス認証

レインフォレスト・アライアンス (Rainforest Alliance) 認証は、農業、林業、観光業の事業者が監査を受け、環境・社会・経済面のサステナビリティを義務付けた基準に準拠していると判断されたことを意味します。農業認証の基準策定は SAN (Sustainable Agriculture Network) が担当し、農場ないしは 100 を超える生産品目に適用する持続可能な農業基準と関連する他の指針や諸基準の開発を行っています。認証取得には、認定を受けた検査機関による認証審査や各種基準の遵守、認証契約の締結等、厳格な要件が定められています。

### ● レッドデータブック

レッドリスト等に基づき、絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等を取りまとめて編さんした書物のことです。

### ● レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことです。国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO 等が作成しています。

## 【英語】

### ● CSR

CSR とは、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) の略語で、企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行う等の責任があることをいいます。

### ● ESG

ESG とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を取ったもので、これらに関する情報を考慮した投資のことを ESG 投資といえます。

### ● FSC<sup>®</sup> 認証

FSC<sup>®</sup> 認証とは、適切な森林管理が行われていることを認証する「FM (Forest Management : 森林管理) 認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材、またはその木材で作られた商品であることを認証する「CoC (Chain of Custody : 加工・流通過程) 認証」の 2 種類の認証制度のことをいいます。環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成される NPO である FSC (Forest Stewardship Council<sup>®</sup> : 森林管理協議会) が運営しています。

### ● MSC 認証

MSC 認証とは、持続可能で適切に管理されている漁業を認証する「漁業認証」と、認証された水産物が流通・加工過程で、非認証水産物と混ざること防ぐ CoC (Chain of Custody : 加工・流通過程) 認証の 2 種類があります。国際的な NPO である MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会) により管理・促進されており、FAO (the Food and Agriculture Organization of the United Nations : 国際連合食糧農業機関) の水産物エコラベルのガイドラインに準拠しています。

### ● RSPO 認証

RSPO 認証とは、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil : 持続可能なパーム油のための円卓会議) が定める P&Cs (Principles & Criteria : 8 の原則と 43 の基準) に基づく審査を通じた場合のみ、認証が与えられます。認証には 2 種類あり、(1) 農園・搾油所の認証 (P&C 認証)、(2) 搾油所より下流の認証 (SCC (Supply Chain Council) 認証) のいずれかをサプライチェーンに関わる全ての企業が取得して初めて認証品となります。

## ●SDGs

SDGs とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略語で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs : Millennium Development Goals）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことです。